

学校いじめ防止基本方針 (令和7年度)

北海道清水高等学校

北海道清水高等学校「いじめ防止基本方針」

<基本方針>

生徒及び保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫した対応となり、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

また、法や国の基本方針、道の条例や基本方針を踏まえ、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動が出来る学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

なお、入学時や年度初めなど、様々な機会を通して、学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策チーム」がいじめの被害生徒を守り、解決を図る相談・通報の組織であることを生徒・保護者等に積極的に説明する。

<いじめの定義【北海道いじめの防止等に関する条例第2条】>

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

<いじめの内容>

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

<いじめの要因>

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる

集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

<いじめの解消>

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策チーム」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策チーム」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策チーム」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

1 学校いじめ対策チーム

(1) 構成 教頭・生徒指導部長・年次主任・該当担任・該当部活動顧問・サポート委員長
・養護教諭・スクールカウンセラー・新得警察署職員・清水町図書館職員

(2) 役割

ア 未然防止（いじめを許さない環境づくり）

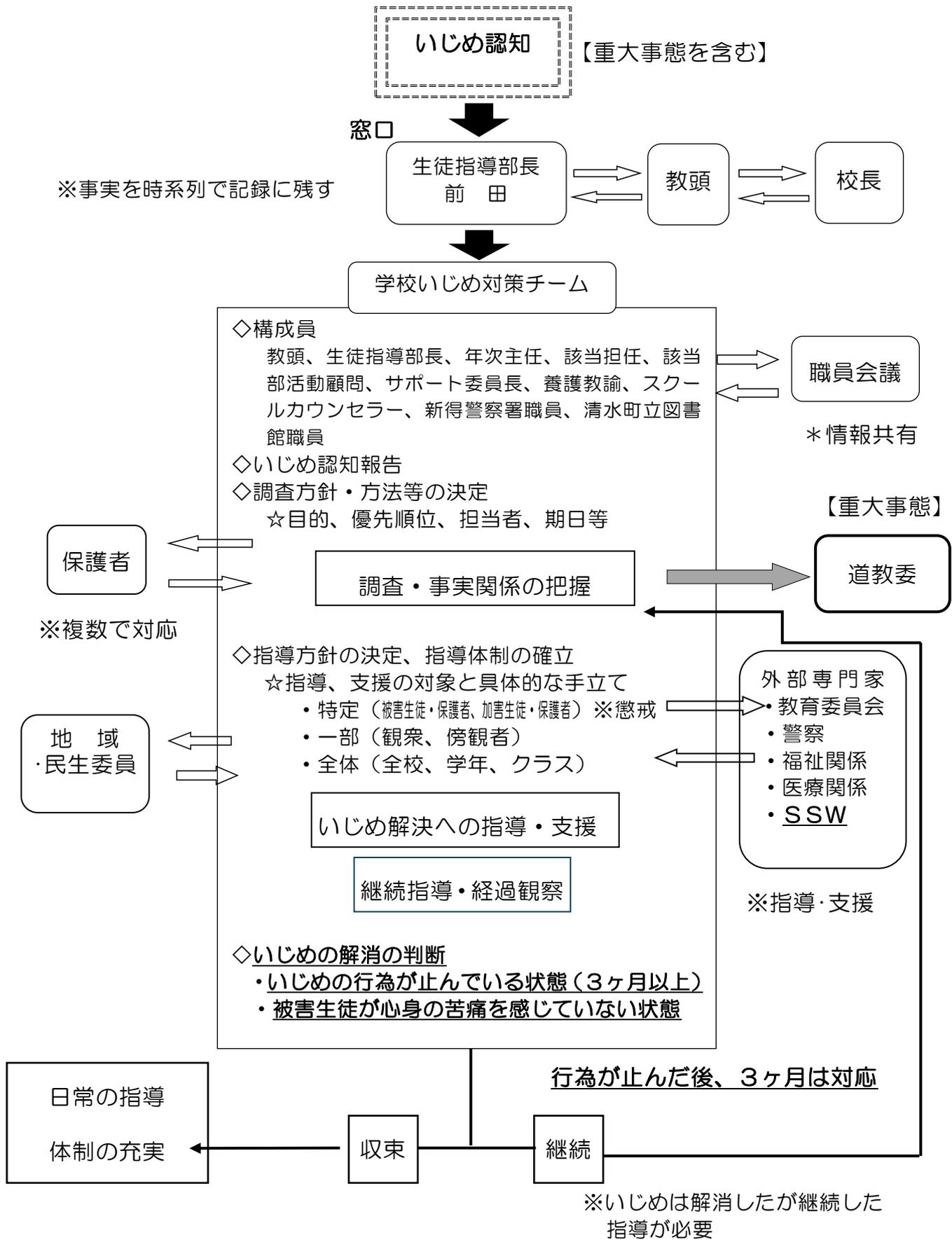
イ 早期発見（相談・通報窓口、各種調査の企画・立案・実施）

ウ 事案対応（事実確認、対応方針の決定）

エ 教職員の対応力の向上（校内研修会等の企画・立案・実施）

オ 外部関係機関（警察・児童相談員・スクールカウンセラー等）との連携

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管 理 職

- 学校いじめ防止基本方針
- いじめを許さない姿勢
- 風通しの良い職場
- 保護者、地域等との連携

学校いじめ対策チーム

【構成員】

教頭（委員長）、生徒指導部長、年次主任、該当担任、該当部活動顧問、サポート委員長、養護教諭、新得警察署職員、清水町立図書館職員

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 年間指導計画の作成・見直し
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の確認・判断
→**継続指導**
- 要配慮生徒への支援方針

報告
←→
連携

十勝教育局

北海道教育委員

←→

【緊急対応】

いじめ対策委員

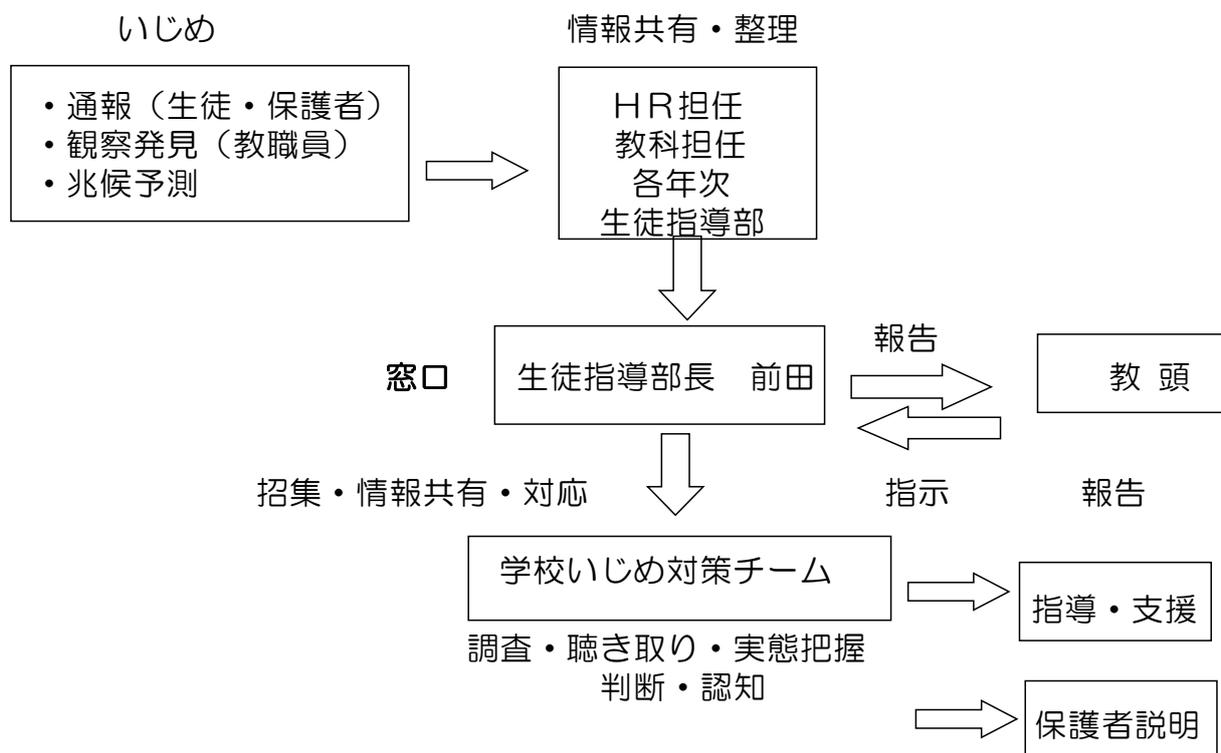
未 然 防 止

- ◇ 学習指導の充実
 - ▷ 学びに向かう集団づくり
 - ▷ 意欲的に取り組む授業づくり
- ◇ 特別活動、道徳教育の充実
 - ▷ ホームルーム活動の充実
- ◇ 教育相談の充実
 - ▷ 面談の定期実施
- ◇ **特に配慮が必要な生徒に対する支援**
- ◇ 人権教育の充実
 - ▷ 人権意識の高揚
 - ▷ 講演会等の開催
- ◇ 情報モラルに関する指導の充実
 - ▷ スマートフォン・マナー講座の実施
 - ▷ ネットパトロールの推進
- ◇ 保護者・地域との連携
 - ▷ 学校いじめ防止基本方針等の周知

早 期 発 見

- ◇ 情報の収集
 - ▷ 教員の観察による気付き
 - ▷ 養護教諭からの情報
 - ▷ 相談・訴え
(生徒・保護者・地域)
 - ▷ アンケートの実施（定期）
 - ▷ 各種調査の実施
 - ▷ 面談の定期開催
(生徒・保護者)
- ◇ 相談体制の確立
 - ▷ 相談窓口の設置・周知
- ◇ 情報の共有
 - ▷ 報告経路の明示、報告の徹底
 - ▷ 職員会議等での情報共有
 - ▷ 要配慮生徒の実態把握
 - ▷ 進級時の引継ぎ

(日常のいじめ予防と対応)



2 いじめの未然防止

(1) 学習指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施(5月、10月、2月)
- ・スクールカウンセラーによる相談窓口の設置

(4) 特に配慮が必要な生徒に対する適切な支援

- ・発達障がいや性同一性障がい等、特に配慮が必要な生徒に対する支援の充実

(5) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚、講演会等の開催

(6) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(7) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(8) 学校いじめ防止基本方針の見直し・点検

- ・生徒会執行部や保護者アンケート・学校評価等を活用し、見直しを行う。

3 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で

的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

- (2) 日頃から生徒とのふれ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や個人面談、チェックリストの実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

4 いじめの事案対処

いじめの相談・通報を受たり、いじめと疑われる事案を発見した場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応するため、次のとおり対応します。

- (1) 相談・通報を受たり、いじめが疑われる事案を発見した教職員は、現段階の情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を記録し、学校いじめ対策チーム（教頭・生徒指導部長）に報告します。
- (2) 学校いじめ対策チームは、事案について共有するとともに、必要に応じて事情を聴取するなどした上で、対処案（被害生徒へのケア、加害生徒への指導・支援、保護者対応の内容や担当者等）を検討し、校長に報告します。
- (3) 対処案について校長決裁を受けた後、組織的に対応します。

（生徒への対応）

- ①いじめられている生徒への対応：「当該生徒の立場」で、継続的に支援する。
- ・いじめの事実を確認する ・安全・安心を確保するとともに、心のケアを図る
 - ・今後の対策について、共に考える・活動の場等を設定し、認め、励ます
 - ・温かい人間関係をつくる
- ②いじめている生徒への対応：いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を行う。
- ・いじめの事実を確認する ・いじめの背景や要因の理解に努める
 - ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる ・今後の生き方を考えさせる
 - ・必要がある場合は懲戒を加える
- ③関係集団への対応：被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見てたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。
- ・自分の問題として捉えさせる ・望ましい人間関係づくりに努める
 - ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める
- ④保護者への対応
- ・いじめられている生徒の保護者に対して：
相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
 - ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
 - ・いじめている生徒の保護者に対して：
事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - ・いじめは誰にでも起こる可能性がある ・生徒や保護者の心情に配慮する
 - ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える ・何か気付いたことがあれば報告してもらう（保護者同士が対立する場合など）
- 教員（必要に応じて管理職）が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
- ・双方の和解を急がず相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添

う態度で臨む ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

⑤外部専門家との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をはかる。

- ・教育委員会との連携 ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整
- ・警察との連携
(・心身や財産に重大な被害が疑われるなど、犯罪等の違法行為がある場合)
- ・福祉関係との連携
(家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握)
- ・医療機関との連携
(・精神保健に関する相談 ・精神症状についての治療、指導・助言)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携

⑥いじめの解消の認定

いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)継続していること、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることの2つの要件が満たされていることを目安とする。

●ネットいじめへの対応：文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者に送信した、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、SNS等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

- ・ネットいじめの予防：保護者への啓発(フィルタリング、保護者の見守り)
情報教育の充実(「情報」における情報モラル教育の充実・ネット社会についての講話(防犯)の実施)
- ・ネットいじめへの対処：ネットいじめの把握(・被害者からの訴え・閲覧者からの情報・ネットパトロール)
不当な書き込みへの対処

5 重大事態への対応

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合 ・高額な金品を奪い取られた場合
- ・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
(年間の欠席が30日程度以上の場合 連続した欠席の場合は、状況により判断する。)

(2) 重大事態時の報告・調査協力及び対応

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

さらに、「北海道いじめ問題解決支援外部専門家チーム(道東地区)」の支援を受け解決にあたる。

6 「学校いじめ対策組織」年間計画

北海道清水高等学校

	対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	教職員研修	取組の検証
4月	防止対策チーム会議 (上旬) 防止委員会	始業式			
5月	防止対策チーム会議	校内巡視 いじめ防止 リーフレット	スクールカウンセリング		
6月	防止対策チーム会議	ネットパトロール	いじめ調査 スクールカウンセリング		
7月	防止対策チーム会議	ネットパトロール 全校集会	スクールカウンセリング	アンケート 結果等報告	
8月		ネットパトロール 全校集会		事例研修①	
9月	防止対策チーム会議	校内巡視	スクールカウンセリング		中間反省
10月	防止対策チーム会議	校内巡視	アンケート実施 スクールカウンセリング		後期に向けて協議
11月	防止対策チーム会議	ネットパトロール	スクールカウンセリング		
12月	防止対策チーム会議	ネットパトロール 全校集会		アンケート 結果等報告	
1月		ネットパトロール 全校集会	スクールカウンセリング	事例研修②	
2月	防止対策チーム会議	ネットパトロール	スクールカウンセリング		年度末反省
3月	防止対策チーム会議	ネットパトロール	スクールカウンセリング	アンケート 結果等報告	次年度対策 計画作成

7 いじめ未然防止プログラム 活動のマトリクス

学校名 北海道清水高等学校

<p>フ 総合的な探究の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム</p>	<p>イ 子ども会議等の関連を図ったプログラム</p>	<p>ウ 社会教育（家庭や地域活動との関連を図ったプログラム</p>	<p>エ（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム</p>
<p>① 居場所 教師が主体</p> <p>【A 面談】 ・HR担任による生徒の面談を通して、教育相談を充実する。</p>	<p>【D 「ほっと」「アセス」を活用した教育相談活動】 ・「ほっと」等の結果分析に基づいた教育相談を実施し、生徒会活動等による相談しやすい環境を作る。</p>	<p>【G】 ・地域の資源を活用し、地域と共に継続的に教育活動を行っていく環境を整える。</p>	<p>【J 性教育講話】 ・異性間のコミュニケーションを通して、自己を尊重する気持ちを学ぶ。</p>
<p>② 絆 生徒が主体</p> <p>【B① 見学旅行】 【B② 地域創造探究】</p>	<p>【E① リーダー研修会】 【E② 清高祭】 【E③ スポーツフェスティバル】</p>	<p>【H インタベンシツプ】 ・職場体験を通して望ましい勤労観や職業観を育成する。</p>	<p>【K 携帯電話講話】 ・生徒どうしてSNSの使い方に関して意見を交わし、他者や社会との関わりを意識しながら、どのようにふるまうべきかについて考える。</p>
<p>③ 環境 いずれがが主体</p> <p>【C ポラソテアア清掃】 ・ポラソテアア活動により、生まれ育った町、現在生活する町や地域を大切にすることを意識する。</p>	<p>【F 模擬議会への参画】 ・地域の未来の創造に関する意識の高揚を図り、公衆心を養う。</p>	<p>【I 社会探究の地域連携事業】 ・生徒が大人との一対一の対話体験を通じて対話の楽しさを知り、コミュニケーション能力の向上を図る。</p>	<p>【L 交通安全講話・薬物乱用防止講話・命の大切さを学ぶ教室】 ・人命尊重につながる交通安全の乱用防止、犯罪被害の実態について学び、防犯に対する意識の高揚を図る。</p>

学校名 北海道清水高等学校

8 「いじめ未然防止プログラム」年間取組計画

月	学校行事等	ア 総合的な探究の時間、特別活動等の教科・領域等の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭・地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ （その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	備考
4	始業式 入学式 新入生歓迎会					
5	生徒総会 高体連壮行会	面談【居】			交通安全集【環】	教育相談週間 実施①
6	前期中間考査 高野連・高体連全道壮行会 避難訓練		スポーツフェスティバル			いじめアンケート①
7	清高祭		清高祭【絆】	インターンシップ【絆】	薬物乱用防止講話【環】	防災教室
8	前期期末考査					
9	前期期末考査 避難訓練 スポーツ大会 前期終業式	地域探究活動②【環】			ネットリテラシーに関する指導【絆】	
10	後期始業式 見学旅行	見学旅行（2年）【絆】			性教育講話【居】	
11	後期中間考査			模擬議会への参画【環】		いじめアンケート②
12		面談【居】				取組状況の点検
1	後期期末考査（3年次）				命の大切さを学ぶ教室【環】	
2	学習成果発表会 後期期末考査（1, 2年次）		リーダー研修会【絆】			学校基本方針の見直し
3	卒業証書授与式 修了式					年間活動計画の重点項目・観点の検討
4						年間活動計画の決定
通年			ゴミの分別作業【環】			

※【居】【絆】【環】は、【居場所づくり】【絆づくり】【環境づくり】の各観点を示しています。